

「お達者年齢」について

静岡県健康福祉部健康政策課

資料の内容

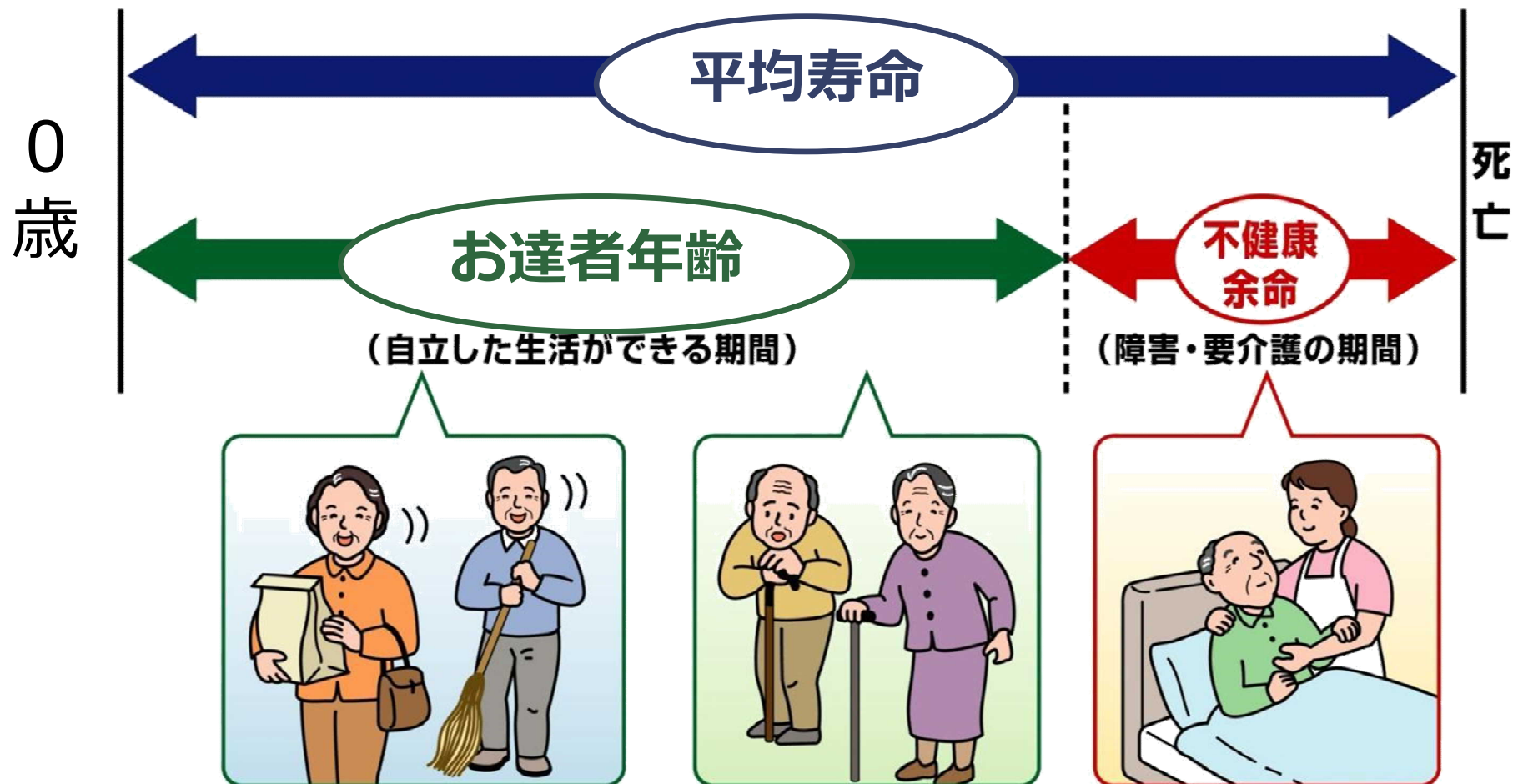
1. 「お達者年齢」について
2. 「お達者年齢」の解釈上の留意点

1. 「お達者年齢」について

市町別健康寿命

「お達者年齢」の考え方

(0歳から健康な人が、心身ともに自立した活動的な状態で生存できる平均期間)



市町別「健康寿命」の算定方法の指針

平均自立期間の算定方法の指針

平成19年度厚生労働科学研究費補助金

（循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業）による健康寿命の地域指標算定の標準化に関する研究班（H20.3）

健康寿命算定方法の指針

平成24年度厚生労働科学研究費補助金

（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）による健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班（H24.9）

（研究代表者 藤田保健衛生大学（現 藤田医科大学） 橋本修二 氏）

<http://toukei.umin.jp/kenkoujumyou/>

平成24年度（平成21年お達者度）～

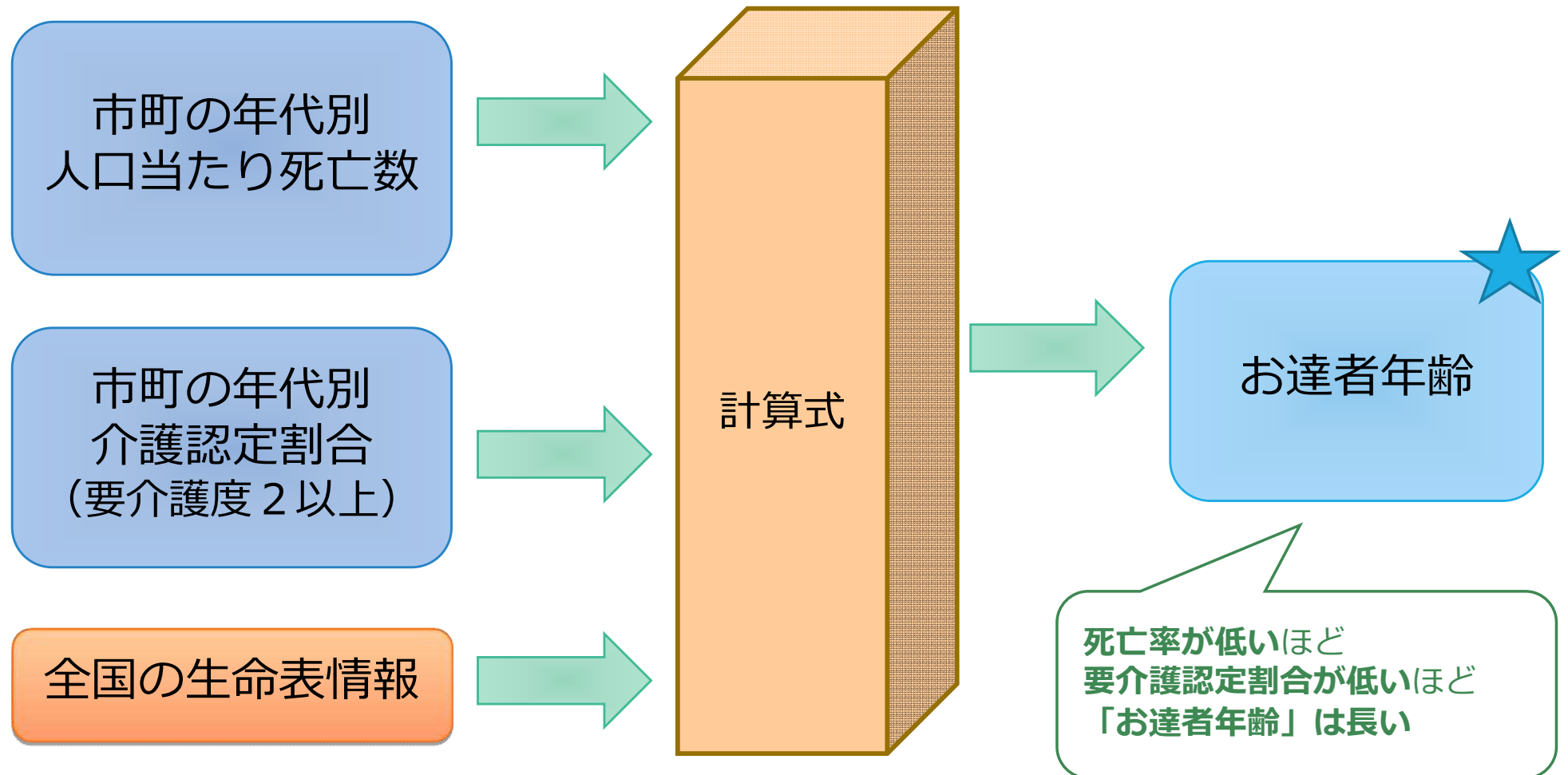
▶ 健康寿命は市町別が公表されないことから、静岡県は全国に先駆けて、市町別健康寿命として、「お達者度」（平均自立期間（65歳起点））を算出してきた。

令和6年度（令和3・4年お達者年齢）～

▶ 令和元年度以降、厚生労働省が運営するKDBシステムを用いて、市町単位の平均自立期間（0歳起点）の公表が開始。本県でも「お達者度」の算出を終了し、平均自立期間をとりまとめて「お達者年齢」として公表している。

「お達者年齢」の算出

「死亡率」と「要介護割合」から算出



「お達者年齢」における健康の定義

「健康寿命」(厚生労働省公表)と「平均自立期間」(厚生労働省公表)、「お達者度」(静岡県)の定義の違い

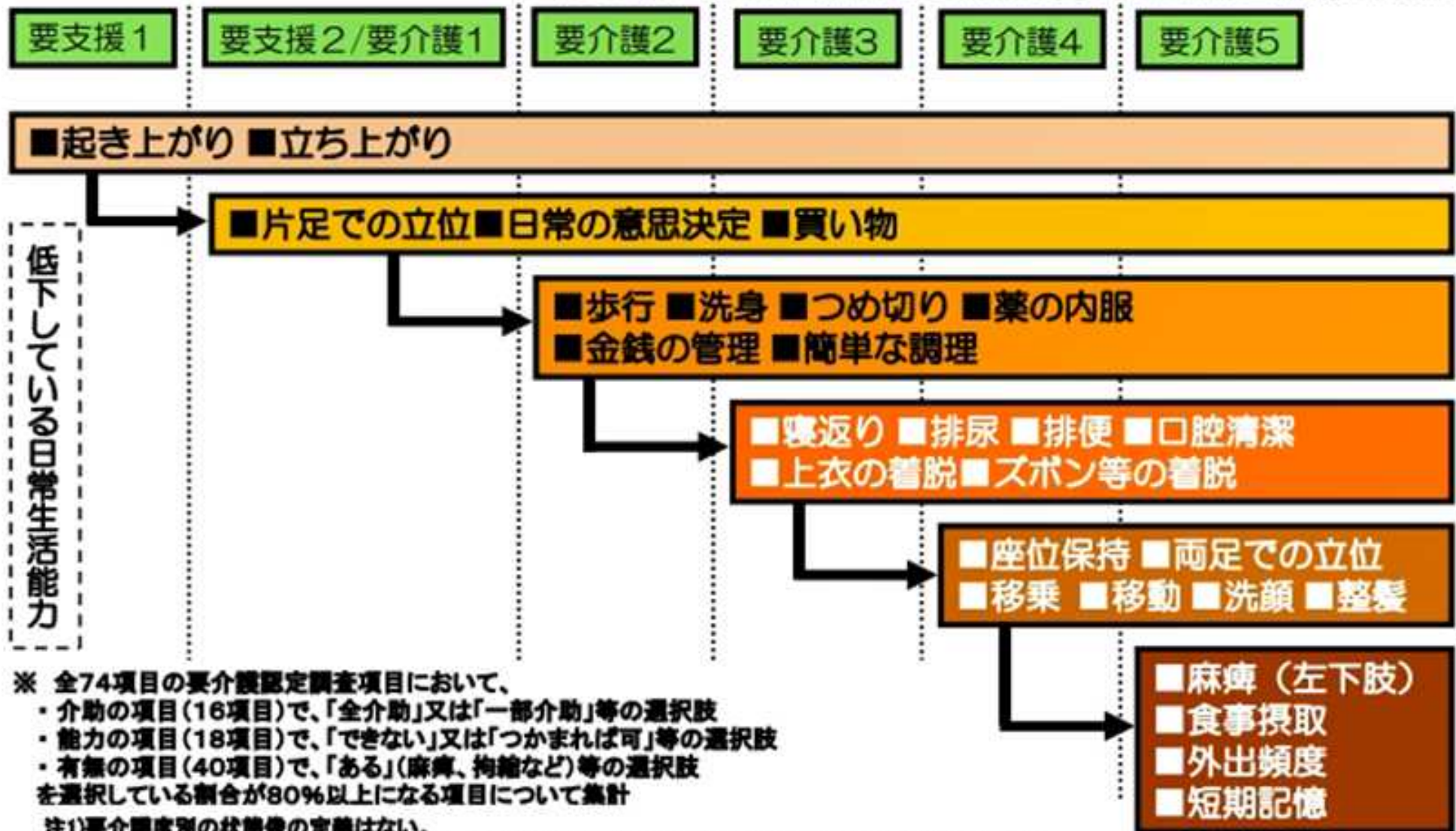
項 目	国・健康寿命	国・平均自立期間 (=お達者年齢)	(参考) 県・お達者度
健康の定義	日常生活に制限がない (国民生活基礎調査)	要介護度2未満	要介護度2未満
基準年齢	0歳から	0歳から	65歳から
公表間隔	3年ごと R4をR6公表	1年ごと R6をR8公表 (翌々年の7～8月頃)	1年ごと R2をR5公表 (終了)
市町別の算出	×	○	○

「お達者年齢」における使用データ

項 目	お達者年齢	(参考) お達者度
死亡データ	人口動態調査	市町：静岡県市町別人口動態統計 全国・県：人口動態統計（確報値）
人口データ	住民基本台帳	県・市町：市町別年齢別人口推計 （10月） 全国：総務省人口推計
介護認定 データ	介護受給者台帳の 認定者情報	業務統計表（確定給付統計） 10月審査分
全国生命表 情報	簡易生命表	同左

要介護状態区分別の状態像

(80%以上の割合で何らかの低下が見られる日常生活能力(※))



※ 全74項目の要介護認定調査項目において、
・ 介助の項目(16項目)で、「全介助」又は「一部介助」等の選択肢
・ 能力の項目(18項目)で、「できない」又は「つかまれば可」等の選択肢
・ 有無の項目(40項目)で、「ある」(麻痺、拘縮など)等の選択肢
を選択している割合が80%以上になる項目について集計

注1)要介護度別の状態像の定義はない。

注2)市町村から国(介護保険総合データベース)に送信されている平成28年度の要介護認定情報に基づき集計(平成28年2月15日時点)

注3)要介護状態区分は二次判定結果に基づき集計

注4)74の各調査項目の選択肢のうち何らかの低下(「全介助」、「一部介助」等)があるものについて集計

2. 「お達者年齢」の 解釈上の留意点

「お達者年齢」の解釈上の留意点

- 人口が小さい市町ほど偶然の影響が大きい。
「点」ではなく「幅（95%信頼区間）」でみる。
- 絶対的な値というよりは、相対的な値として解釈する。
- 他市町との比較よりも、自市町の経年変化に着目する。
- 単年ではなく、長期的な視点でみる。
- 「お達者年齢」だけでなく、不健康期間（平均余命と「お達者年齢」の差）にも着目する。
- 特段の要因があったかどうか、実際の事業、環境の変化と比較して判断する。